

当院の 2025.1.1~2025.12.31(令和 7 年)に行われた手術件数は、下記のとおりです。医科点数表
第2章第10部手術の通則の5および6に掲げる手術の施設基準を近畿厚生労働省に届けています。

区分1に分類される手術	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	17 件
	イ	黄斑下手術等	0 件
	ウ	鼓室形成手術等	0 件
	エ	肺悪性腫瘍手術等	0 件
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	14 件
区分2に分類される手術	ア	韌帯断裂形成手術等	0 件
	イ	水頭症手術等	23 件
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
	エ	尿道形成手術等	3 件
	オ	角膜移植術	0 件
	カ	肝切除術等	0 件
	キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	0 件
区分3に分類される手術	ア	上顎骨形成術等	0 件
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0 件
	エ	母指化手術等	0 件
	オ	内反足手術等	0 件
	カ	食道切除再建術等	0 件
	キ	同種死体腎移植術等	0 件
同区分4に分類される手術		胸腔鏡下又は腹腔鏡下に実施される手術	152 件
その他に分類される手術	ア	人工関節置換術	43 件
	イ	乳児（1歳未満）外科施設基準対象手術	0 件
	ウ	ペースメーカー移植術・ペースメーカー交換術	25 件
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術 (人工心肺を使用しないものを含む)、 体外循環を要する手術（人工心肺を用いた手術）	0 件
	オ	経皮的冠動脈形成術（急性心筋梗塞に対するもの）	0 件
		経皮的冠動脈形成術（不安定狭心症に対するもの）	1 件
		経皮的冠動脈形成術（その他のもの）	3 件
		経皮的冠動脈粥疊切除術	0 件
		経皮的冠動脈ステント留置術（急性心筋梗塞に対するもの）	16 件
		経皮的冠動脈ステント留置術（不安定狭心症に対するもの）	3 件
		経皮的冠動脈ステント留置術（その他のもの）	27 件
●大腿骨近位部骨折手術件数（骨折後48時間以内）[2025.1.1～2025.12.31]			49 件